

回																				
覧																				

# 古紙等の持ち去り禁止について



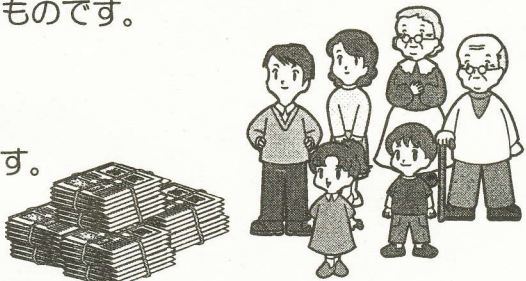
横浜市では、資源集団回収の回収場所に出された古紙等を組織的に持ち去る行為が発生しており、この持ち去り行為を防止するため、平成 25 年 4 月 1 日から、資源集団回収に出された資源物及び行政回収に出された廃棄物を持ち去る行為が禁止されます。また、平成 25 年 7 月 1 日から持ち去り行為に対する禁止命令に違反した場合、20 万円以下の罰金に処されることがあります。

持ち去り行為を見かけたときは、資源循環局業務課または収集事務所までご連絡ください。

## 資源集団回収とは

横浜市が収集を行う行政回収とは別に、自治会町内会などの地域団体と資源回収業者が契約を結び、資源物（古紙類・古布類等）の回収を行っているものです。

横浜市では、特に古紙類について、平成 25 年度までの「資源集団回収による回収率 100%」を目標としており、現在、約 95%以上が、資源集団回収により回収されています。



## 回収実施場所ステッカーについて

平成 25 年 4 月 1 日以降、資源集団回収の実施場所には、資源集団回収実施場所ステッカーが貼付される（青色・ステッカーを団体へ送付のうえ貼付）ことになっています。横浜市が回収を行う集積場所には緑色のステッカーが貼付されていますので、それぞれの回収日をご確認のうえ分別排出にご協力をお願いします。

（資源集団回収ステッカー見本）

（横浜市回収ステッカー見本）

資源集団回収実施場所									
登録団体名:									
<p><b>持ち去り禁止</b></p> <p>この場所から出された資源物は、行政の廃棄物処理施設に出すためのものであり、資源物と分別して回収することはできません。資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。また、資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。また、資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。</p>									
<b>紙類</b> (新聞、雑誌、その他紙、段ボール、紙パック) ※資源物と分別して回収してください。	<table border="1"> <tr> <td>回収日</td> <td>契約業者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td>回収日</td> <td>契約業者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> </table>	回収日	契約業者名		連絡先	回収日	契約業者名		連絡先
回収日	契約業者名								
	連絡先								
回収日	契約業者名								
	連絡先								
<b>布類</b> ※資源物と分別して回収してください。	<table border="1"> <tr> <td>回収日</td> <td>契約業者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> <tr> <td>回収日</td> <td>契約業者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> </table>	回収日	契約業者名		連絡先	回収日	契約業者名		連絡先
回収日	契約業者名								
	連絡先								
回収日	契約業者名								
	連絡先								
<b>アルミ缶</b>	<table border="1"> <tr> <td>回収日</td> <td>契約業者名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>連絡先</td> </tr> </table>	回収日	契約業者名		連絡先				
回収日	契約業者名								
	連絡先								

～この集積場所の収集曜日～	
燃やすごみ 燃えないごみ スプレー缶 乾電池	月・金
プラスチック製容器包装	火
缶・びん・ペットボトル 小さな金属類	
古紙 古布	
<p><b>持ち去り禁止!</b></p> <p>資源物と分別して回収された資源物は、行政の廃棄物処理施設に出すためのものであり、資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。また、資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。また、資源物の持ち去り行為は、資源物の持ち去り行為として取り扱われます。</p>	

※ご自身で持ち去り行為者を捕えるなどの行為は、トラブルになる恐れがありますので、おやめください。



【お問合せ】

横浜市資源循環局業務課 分別・リサイクル推進担当(持ち去りに関すること)電話 045-671-3816  
地域連携推進担当(資源集団回収に関すること) 電話 045-671-2553